

2021年12月22日

経済再生担当大臣 山際 大志郎様

## 令和3年度9月以降離婚等世帯10万円不支給問題に関する要望書

会派 内閣部会  
会派 厚生労働部会  
立憲民主党 子ども・子育てPT

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、「子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行う」ものとされています。

この目的に照らせば、当然、子どもを現実に監護養育している者に給付を行うべきであることは自明です。

ところが、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業実施要領」では、支給対象者を令和3年9月分の児童手当の受給者としているため、9月1日以降に離婚し非親権者となった親に給付され、親権者となったもう一方の親が受け取れない事態が生じてしまいます。さらに、離婚調停等の手続中で子どもを現に養育する一方の親が世帯主でないために受給できないケース、基準日以降でDVがあり子どもと避難したばかりの親も受給できないケースもあると考えられます。

給付時点で現に養育していることが明らかな一方の親に給付しないのであれば、当該事業の目的は達成できません。

そこで、以下の措置を速やかに講じて頂くよう、強く要請いたします。

1. 子どもを抱えたひとり親が個別に自治体と交渉するのは極めて困難なため、自治体任せではなく、9月以降に離婚し、児童手当の名義がもう一方の親に変更になっている方々に子育て世帯への臨時給付金を支給するよう、政府から自治体に事務連絡を出すこと。
2. 離婚調停中で別居している親子が自治体に申請し、離婚調停中であることが確認できれば、子育て世帯への臨時給付金が支給されるように、政府は自治体に事務連絡を出すこと。
3. DV被害によりひとり親世帯が別居や避難している場合にも、昨年の一律給付金の際の救済措置と同様に、被害を受けている親が避難証明の書類を提出し、自治体に申請すれば、子育て世帯への臨時給付金を受け取れるように、自治体に事務連絡を出すこと。
4. 9月1日以降に海外から帰国した場合も、子育て世帯への臨時給付金を受け取れるようにすること。

以上